

ID: 61

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	特別の設備等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町社会体育施設条例 第9条		
例 規 番 号	平成17年条例第92号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備の制限) 第9条 利用者は、体育施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日